

経済産業省 商務・サービスグループ
商務・サービス審議官 藤木 俊光 殿

全国港湾労働組合連合会

中央執行委員長 糸谷 欽一郎

全日本港湾運輸労働組合同盟

会長 新屋 義信

港湾労働政策に関する申し入れ

貴職におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、日頃より、港湾運送事業や港湾労働に対するご理解とご協力に心より感謝申し上げます。

周知の通り、私ども港湾労働組合は、港湾産業が我が国経済と物流を支える産業として、健全に発展し、港湾労働者が安心して働き続けられることのできる環境を整えるべく日夜努力しています。ついては、以上の立場から下記の諸課題について、貴意回答を示され、協議することを申し入れます。

記

1. FTA（自由貿易協定）、EPA（経済連携協定）について

特定の国や地域間での物品の関税やサービス貿易の削減・撤廃を定めることを目的とするFTAや貿易の自由化に加え、投資、人の移動、知的財産の保護、労働政策、競争政策におけるルール作りなど様々な分野での経済関係の強化を目的とするのがEPAとなっている。ついては、物流の結節点である港湾運送事業分野に雇用や就労の破壊等の悪影響を波及させないよう荷主団体等に周知させること。

2. 港湾物流の円滑化に向けた動きについて

近年、経済産業省は多国間での自由貿易を円滑にすすめることをサポートする取り組みの一環として、貿易関係手続の簡易化・電子化等を通じた国際物流の効率化・物流事業の生産性向上を目的とした貿易手続円滑化実証事業をすすめている。実証事業の実施については慎重に対応することとし、今日までの進捗状況を報告すること。

3. 港湾運送事業への自動化や電子化導入について

自由貿易政策に基づく港湾運送事業への一方的な自動化や電子化導入には反対する。自動化や電子化に伴う港湾運送事業者および港湾労働者にもたらす影響等を調査し、報告すること。

4. 港湾運送事業の認可料金制度の確立について

港運労使は 18 春闘において労使の政策課題である「認可料金制度の復活」に向けて取り組むことを労使協定した。については、港湾運送料金を平成 7 年度ベースの認可料金に差し戻すべく国土交通省と連携をはかりながら荷主団体等に周知させること。

5. フレキシブルバッグによる液体輸送について

(1) 輸送事故の再発防止に向け、現在までのフレキシブルバッグ使用による液体輸送対策についての進捗状況を報告すること。

(2) 海上コンテナの安全輸送に向けて、フレキシブルバッグの使用については、安全を確保する港運労使の社会的な責任を重視し「日本の港湾は安全な貨物しか扱わない」との立場である。したがって、国土交通省、厚生労働省、消防庁の各省庁と連携して、フレキシブルバッグによる液体輸送を禁止する法的整備をおこなうこと。

6. 港湾の通過貨物対策について

(1) 経済産業省は総合物流政策大綱に基づく物流施策の取り組みとして、コンテナラウンドユースおよびインランドポート事業を推進している。こうした施策は本来「港湾で荷捌きし、港湾でチェック（検数・検定作業）する」という視点でとらえるならば、港湾機能を喪失させていると言ってしまうのではない。事業の推進にあたっては、関係省庁と港湾運送事業者および港湾労働者による「港湾機能対策会議（仮称）」を設置し、関係団体との十分な協議のうえ対応をはかること。

(2) 現時点でのコンテナラウンドユースの実情（CRU拠点、デポ地の数、面積、取扱実績、TEU ベースの個数、参入事業者数と利用事業者数）についての報告を求める。

7. 改定 SOLAS 条約の改正に伴う「重量証明」について

施行後、2 年 6 ヶ月が経過し、現在多くの荷主や物流事業者が独自に重量証明したものを「証明書」として提出している。荷主が影響力を持つ証明機関が証明行為をおこなうことは、条約の趣旨をゆがめることになると言っても過言ではない。したがって、港湾運送事業者による検量証明こそが、その客観性、正確性を担保することになる。この立場から、港湾の証明機関である 4 検査事業者（海事検定、シンケン、日検、全日検）に重量証明を実施させるよう荷主団体等に指導すること。

8. 国際海上コンテナ陸上輸送における「特殊車両通行許可」について

海上コンテナ輸送をおこなう場合は、運送業者が「特殊車両通行許可」を各地方整備局国道事務所に申請し、通行許可証の条件（A～D）で輸送しなければならない。しかし「特殊車両通行許可」の条件を荷主が理解していないことから、運送業者は法令違反して運送行為をせざるを得ない状況になっている。については、国交省と連携し、荷主に車両制限令を理解させたうえで運送業者に対して運送依頼することを周知徹底すること。

以上